

第6章 個別的労使紛争の相談・あっせん

第1節 相談の概況

平成14年のあっせん制度の導入以降、当委員会ではあっせん制度利用の事前相談として、事務局職員による助言、情報提供、あるいは適切な機関の紹介を行ってきた。

その後、労働組合組織率の低下や就労形態の多様化、景気の低迷等に伴う労働条件の切下げ等を背景に、個別的労使紛争の相談事案が増えてきていることを考慮して、平成19年11月22日から知事の委任を受け、労働委員会において、あっせん制度利用を前提としない個別的労使紛争に対する労働相談も行うこととした。

相談体制は、事務局職員（各地方局・支局の商工観光課（室）の兼務職員含む。）による執務時間内の労働相談のほか、より高度、複雑な案件等に対応するため、労働委員会委員による労働相談を原則、月1回実施している。

令和4年中の相談者数は、委員による労働相談が10人、事務局・地方局職員による労働相談が246人の計256人（月平均21人）であった。

なお、相談の内訳は、以下のとおりである。

個別的労使紛争に関する労働相談者数（件数）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
委員	0	1	1	1	0	0	4	0	0	3	0	0	10
事務局	18	13	25	12	17	11	18	18	13	21	9	29	204
地方局	1	2	2	4	5	5	4	2	7	3	2	5	42
合計	19 (27)	16 (29)	28 (50)	17 (35)	22 (30)	16 (32)	26 (42)	20 (39)	20 (34)	27 (59)	11 (16)	34 (70)	256 (463)

〔注〕相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

うち新型コロナ関連（件数）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務局	0	0	0	2	0	0	1	3	0	1	1	1	9
地方局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (6)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (5)	0 (0)	1 (3)	1 (2)	1 (1)	10 (19)

〔注〕相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

委員による相談

(単位：件)

紛争内容		労使区分	労働者	使用者	計
経営・人事	解雇	雇	1		1
	配置転換		1		1
	退職	職		1	1
	その他の経営・人事		3	2	5
賃金等	賃金	金	3		3
	一時金				
	退職金				
	その他の賃金に関するもの		2		2
労働条件等	労働契約		2	1	3
	労働時間・休日・休暇		1		1
	時間外労働		1		1
	福利厚生				
	社会保険・労働保険		1	1	2
	その他の労働条件		1		1
	パワハラ・嫌がらせ		1	1	2
その他		1		1	
計		18	6	24	

事務局職員による相談

(単位：件)

紛争内容		労使区分	労働者	使用者	計
経営・人事	解雇	雇	21	8	29
	配置転換		10		10
	退職	職	55	5	60
	その他の経営・人事		23	9	32
	賃金	金	37	2	39
賃金等	一時金		3		3
	退職金		2	1	3
	その他の賃金に関するもの		17	5	22
	労働契約		31	3	34
労働条件等	労働時間・休日・休暇		42	5	47
	時間外労働		7		7
	福利厚生				
	社会保険・労働保険		25	3	28
	その他の労働条件		21	3	24
	パワハラ・嫌がらせ		64	4	68
	その他		31	2	33
計		389	50	439	

〔注〕相談内容が複数の場合もあるので、相談者数とは一致しない。

うち新型コロナ関連

委員による相談

(単位：件)

紛争内容		労使区分		計
		労働者	使用者	
経営・人事	解雇			
	配置転換			
	退職			
	その他の経営・人事			
賃金等	賃金			
	一時金			
	退職金			
	その他の賃金に関するもの			
労働条件等	労働契約			
	労働時間・休日・休暇			
	時間外労働			
	福利厚生			
	社会保険・労働保険			
	その他の労働条件			
パワハラ・嫌がらせ				
その他				
計		0	0	0

事務局職員による相談

(単位：件)

紛争内容		労使区分		計
		労働者	使用者	
経営・人事	解雇			
	配置転換			
	退職	1		1
	その他の経営・人事	1		1
賃金等	賃金	1		1
	一時金			
	退職金			
	その他の賃金に関するもの	3	1	4
労働条件等	労働契約	1		1
	労働時間・休日・休暇	2	1	3
	時間外労働	1		1
	福利厚生			
	社会保険・労働保険	3		3
	その他の労働条件	2	2	4
パワハラ・嫌がらせ				
その他				
計		15	4	19

〔注〕相談内容が複数の場合もあるので、相談者数とは一致しない。

第2節 あっせんの概況

令和4年中の個別的労使紛争あっせん事件係属件数は、新規申出が1件であった。申出は、労働者からのもので、紛争内容は、賃金、労働契約などである。

また、令和4年の係属事件の終結区分は、不開始1件となった。終結事件の平均所要日数は、48.0日である。

令和4年中に取り扱った事件の解決率は、0.0%で、平成30年以降5年間の解決率は、50.0%となった。

[注] 解決率=解決件数/(取扱件数-取下げ件数-不開始件数-未決事件数)

係属及び終結の状況

(単位：件)

区分		年				
		30	元	2	3	4
係属状況	前年繰越				2	
	新規	4	1	4	2	1
	計	4	1	4	4	1
終結状況	解決	1	1			
	打切り	1		1		
	取下げ			1	1	
	不開始	2			3	1
	計	4	1	2	4	1
翌年繰越				2		

紛争内容別状況(新規)

(単位：件)

紛争内容		年				
		30	元	2	3	4
経営・人事	解雇	1		2		
	配置転換					
	退職		1		1	
	その他の経営・人事			2		
賃金等	賃金					1
	一時金					
	退職金					
	その他の賃金に関するもの			1		
	労働契約					1
労働条件等	労働時間・休日・休暇					
	時間外労働					
	福利厚生					
	社会保険・労働保険			1		
	その他の労働条件					
パワハラ・嫌がらせ		3	1	1	2	
その他						
計		4	2	7	3	2

[注] 紛争内容が複数の場合もあるので、事件数とは一致しない。

第3節 個別的労使紛争あっせん事件一覧表

事件 番号	業 種	処 理 結 果	終結内容(要旨)	申出年月日 指名年月日 終結年月日 所 要 日 数 調 整 回 数	あっせん 委 員
	調整事項				
個別 4-1	生活関連サービス業	不 開 始	<p>就業規則の周知徹底、賃金引上げ、昇給制度導入、組織再編による労務管理の徹底等といった労働条件の改善及び自身の労働条件変更についての納得のいく説明を求めて、あっせんの申出があった。</p> <p>被申出者から、解決しないと判断したとして、あっせんには応じない旨の回答があり、あっせんの実施は困難と判断し、不開始とした。</p>	<p>4.4.18 — 4.6.4 48日 —</p>	—
	労働条件の改善及び自身の労働条件変更についての説明				